

議案第 10 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「10,800円」を「9,000円」に改め、同条第3号ア中「25,800円」を「24,600円」に改め、同号イ中「12,900円」を「12,300円」に改め、同号ウ中「19,350円」を「18,450円」に改める。

第20条中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第24条第1号中「100分の2.9」を「100分の2.82」に改め、同条第2号中「12,100円」を「11,600円」に改める。

第32条第1号中「100分の2.07」を「100分の2.36」に改め、同条第2号中「11,900円」を「12,600円」に改める。

第33条中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第37条第1項各号列記以外の部分中「610,000円」を「630,000円」に改め、同項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第2項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第3項中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の野田市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険財政調整基金を活用して保険料を引き下げることがを目的に、保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額及び軽減判定所得に関する規定を整備しようとするものである。

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市国民健康保険条例 (昭和43年野田市条例第25号)

改 正 案	現 行
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第 15 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人について <u>9,000 円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1 世帯について <u>24,600 円</u> イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1 世帯について <u>12,300 円</u> ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過する月の翌月から同日の属する月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1 世帯について <u>18,450 円</u> (基礎賦課限度額) 第 20 条 第 13 条又は第 16 条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の基礎賦課額と第 16 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 36 条及び第 37 条において同じ。)は、<u>630,000 円</u>を超えることができない。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第 24 条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりと	(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第 15 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人について <u>10,800 円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1 世帯について <u>25,800 円</u> イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1 世帯について <u>12,900 円</u> ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過する月の翌月から同日の属する月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1 世帯について <u>19,350 円</u> (基礎賦課限度額) 第 20 条 第 13 条又は第 16 条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の基礎賦課額と第 16 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 36 条及び第 37 条において同じ。)は、<u>610,000 円</u>を超えることができない。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第 24 条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりと

する。

(1) 所得割 100 分の 2.82

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人について 11,600 円

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 32 条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100 分の 2.36

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人について 12,600 円

(介護納付金賦課限度額)

第 33 条 第 30 条の介護納付金賦課額は、170,000 円を超えることができない。

(保険料の減額)

第 37 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 13 条又は第 16 条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 630,000 円を超える場合には、630,000 円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 285,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア・イ (略)

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 520,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数

する。

(1) 所得割 100 分の 2.9

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人について 12,100 円

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 32 条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100 分の 2.07

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人について 11,900 円

(介護納付金賦課限度額)

第 33 条 第 30 条の介護納付金賦課額は、160,000 円を超えることができない。

(保険料の減額)

第 37 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 13 条又は第 16 条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 610,000 円を超える場合には、610,000 円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 280,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア・イ (略)

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 510,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数

と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)

- 2 前項(同項第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第22条又は第25条」と、「630,000円」とあるのは「190,000円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項(同項第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第30条」と、「630,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)

- 2 前項(同項第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第22条又は第25条」と、「610,000円」とあるのは「190,000円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項(同項第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第30条」と、「610,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

